

第6章

まちの魅力や価値を高める 取り組みの推進

- 〔第1節〕 環境観光
- 〔第2節〕 世界文化遺産登録
- 〔第3節〕 環境に配慮した都市空間と住まいづくり
- 〔第4節〕 市民との協働による景観づくり
- 〔第5節〕 歴史的建造物の保存と活用
- 〔第6節〕 モラル・マナーアップ
- 〔第7節〕 歩いて暮らせるまちづくり、心がかようみちづくり



第1節

環境観光

北九州市は、公害克服の歴史をはじめ、恵まれた自然と充実した環境学習施設、さらに、積み重ねてきた取り組みや先進技術など多くの「環境資源」を持っています。北九州市だからこそできる楽しみながら学べる環境学習を新たな観光素材として、まちの魅力や価値、そしてにぎわいへと活かす取り組みを紹介します。



①環境観光という動き

北九州市には、市民・行政・企業が一体となって公害を克服した歴史から、環境への取り組みを大切にしている企業や施設がたくさんあり、その取り組みや先進技術は国内だけでなく世界からも高く評価されています。北九州市ではこれらの環境資源を活かした観光を「環境観光」と位置付け、観光客を呼び込むためにさまざまな取り組みを行っています。

また、北九州市には、日本の近代化を支えた工業都市ならではの「産業観光」や官営八幡製鐵所関連の「世界文化遺産」、その他多くの「産業遺産」、夜の「工場夜景」など、バリエーションに富んだ観光素材があり、これらを組み合わせた北九州市ならではの観光が楽しめます。

②SDGs修学旅行で伝える魅力

環境観光の代表的なものとして、本市ではこれまで「環境修学旅行」を行ってきました。2021年度からは、SDGs未来都市として、環境学習だけでなくSDGsに関するさまざまな学習ができる「SDGs修学旅行」に取り組んでいます。環境学習は、SDGs修学旅行のプログラムの1つとして、引き続き、北九州市でしか体験できない学習メニューとして取り入れています。

環境学習ができる施設として、公害克服を学ぶ「タカミヤ環境ミュージアム」、資源循環を学ぶ「北九州市エコタウンセンター」、地球温暖化防止を目指す「次世代エネルギーパーク」、自然共生を学ぶ「響灘ビオトープ」があり、SDGsの学習と併せて見学することができます。

その他SDGs修学旅行では、国際貢献が学べる「JICA九州」や、「シャボン玉石けん(株)」や「TOTOミュージアム」など各企業や施設におけるSDGsの取り組みを学ぶことができます。

資料

SDGs修学旅行で学べる施設例



タカミヤ環境ミュージアム



北九州市エコタウンセンター



響灘ビオトープ



JICA九州



次世代エネルギーパーク

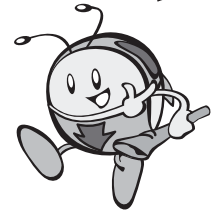


シャボン玉石けん(株)



TOTOミュージアム

北九州市の
環境の魅力が学習素材
になるんだ!

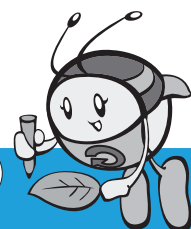


●ホームページ「北九州市修学旅行」：北九州市内の修学旅行スポットを紹介しています。

北九州市修学旅行

検索

実際に現地で話を聞いて、
各施設のSDGsの取り組みを
学ぶことができるね



たくさんの人に
北九州市のことを知って
ほしいよね

北九州市環境首都検定 練習問題

「SDGs修学旅行」の特長について、まちがっているものはどれでしょう?

- ☐ ①市内の環境学習施設を見学できる
- ☐ ②企業の工場を見学できる
- ☐ ③環境についてのみ学習できる
- ☐ ④北九州市でしか体験できないことができる

答え:③

第2節

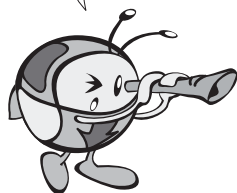
世界文化遺産登録

官営八幡製鐵所^{*1}の4施設が「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の遺産群の一つとして、2015（平成27）年、世界文化遺産に登録されました。幕末から明治にかけて、わずか50年余りで近代産業化を達成した歴史が、世界文化遺産にふさわしいと認められたのです。どのような価値があり、私たちの現在、および未来にどのようにつながっているのでしょうか。

（*1）官営八幡製鐵所：世界遺産に登録された官営八幡製鐵所の関連施設には、旧本事務所、修繕工場、旧鍛冶工場があり、製鐵所構内に立地していることから現在一般には公開されていませんが、旧本事務所を眺望できるスペースが整備されています。

（*2）殖産興業：明治政府が西洋諸国に対抗して、産業、資本主義育成により国家の近代化を推進した政策を指します。

日本のものづくり
の歴史が世界に認め
られたんだね！



①世界遺産とは？

世界遺産とは、地球上にある貴重な自然や景観、歴史的価値の高い遺跡や建物などの中から選ばれた人類共通の宝です。世界遺産には「文化遺産」「自然遺産」「複合遺産」があります。世界遺産に選ばれるためには、遺産にふさわしい価値があるだけでなく、将来に渡って保護と管理をしていく体制が整っていることなどの条件があります。厳しい審査を受け、初めて世界遺産として登録されるのです。

また、日本には、21件の文化遺産と5件の自然遺産があります（2024（令和6）年8月末現在）。

②日本の産業革命

18世紀にイギリスで起きた産業革命は、欧米諸国において工業を中心とした近代国家の形成をもたらし、植民地獲得競争が始まりました。鎖国を行っていた日本では、幕末になってアジアの国々が植民地化されていったことを知り、危機感を募らせました。さらに日本にも黒船が来航したことから、国防のために、西洋の書物を研究して船や大砲づくりに挑戦する人たちが現れました。明治維新後、新政府は「殖産興業^{しよくさんこうぎょう}*2」による新しい国づくりを目指して、欧米に調査団を派遣すると共に、先進的な技術を積極的に取り入れることにより、日本の近代化を支える重工業（製鉄・製鋼、造船、石炭産業）は急速に発展しました。こうして日本は、わずか50年余りで植民地にならずして自らの手で産業化を成就しました。その当時の産業発展の歴史を示す建物などが、100年以上経った今も日本各地（8県11市）に残っており、23の構成資産が「明治日本の産業革命遺産」として世界文化遺産に登録されたのです（¹⁵資料）。

③官営八幡製鐵所構成資産

1899（明治32）年に竣工した「旧本事務所」には、長官室の他、外国人顧問技師室などが置かれました。そして、1900（明治33）年には「旧鍛冶工場」と「修繕工場」が建設されました。旧鍛冶工場は製鐵所建設に必要な鍛造品の製造を目的とし、修繕工場は製鐵所で使用する機械の修繕や部材の製作加工を目的としたもので、いずれも建設、製

造において欠かせないものでした。また、これらの工場は鉄骨構造で、その組み立て技術の蓄積により、わが国におけるプラントや建築技術のパイオニアとなりました。国会議事堂の鉄骨組み立てが製鐵所で行われたことはその象徴といえます。中間市の遠賀川ポンプ室は、鉄鋼生産に必要な水を製鐵所に送るための施設で、製鐵所の第1期拡張に伴い、1910(明治43)年に建設されました。修繕工場と遠賀川水源地ポンプ室は現在も稼働中であり、その他の建物も製鐵所の敷地内にあるため非公開となっていますが、旧本事務所と遠賀川水源地ポンプ室については外観を見ていただくことができるよう眺望スペースが各々整備されています。

資料

明治日本の産業革命遺産一覽(8県11市)

エリア	市	構成資産
① 萩	萩市	萩反射炉
		恵美須ヶ鼻造船跡
		大板山たたら製鉄遺跡
		萩城下町
		松下村塾
② 鹿児島	鹿児島市	旧集成館
		寺山炭窯跡
		関吉の疎水溝
③ 伊豆の国	伊豆の国市	韭山反射炉
④ 釜石	釜石市	橋野鉄鉱山〔一部稼働〕
⑤ 佐賀	佐賀市	三重津海軍所跡
⑥ 長崎	長崎市	小菅修船場跡
		三菱長崎造船所第三船渠〔稼働〕
		同ジャイアント・カンチレバークレーン〔稼働〕
		同 旧木型場
		同 占勝閣
		高島炭坑
		端島炭坑 旧グラバー住宅

エリア	市	構成資産
⑦ 三池	大牟田市	三池炭鉱 宮原坑
	荒尾市	同 万田坑
	大牟田市	同 専用鉄道敷跡
	大牟田市	三池港〔稼働〕
	宇城市	三角西港
⑧ 八幡	北九州市	官営八幡製鐵所 旧本事務所
		同 修繕工場〔稼働〕
		同 旧鍛冶工場
	中間市	遠賀川水源地ポンプ室〔稼働〕

世界遺産だけではない
“貴重な産業遺産”



● 東田第一高炉史跡広場：
製鐵所の中核施設である溶鉱炉は、約10年ごとに改修されるため、世界遺産の構成資産にはなっていませんが、東田第一高炉は製鐵所の歴史を理解する上で、欠かせない施設です。

《世界遺産登録された「官営八幡製鐵所」の建物》



旧本事務所(北九州市)



遠賀川水源地ポンプ室(中間市)



旧鍛冶工場(北九州市)



修繕工場(北九州市)



(写真提供：日本製鉄株式会社九州製鐵所)

北九州市環境首都検定 練習問題

八幡エリアで世界文化遺産登録された建物のうち、最初に建設されたものはどれでしょう？

- ☐ ①官営八幡製鐵所旧本事務所
- ☐ ②遠賀川水源地ポンプ室
- ☐ ③官営八幡製鐵所修繕工場
- ☐ ④官営八幡製鐵所旧鍛冶工場

②と③は
今も稼働しているよ



答え：①

第3節

環境に配慮した都市空間 と住まいづくり

都市計画マスタープランは、およそ20年先の北九州市の姿を展望し、都市計画の基本的方向を定めます。北九州市は、「環境」を「まちづくり」の柱のひとつとする先進地でもあります。マスタープランのキーワード「街なか」は、「環境」にどのような意味をもつでしょう。

(※1) **ストック**：貯蔵、蓄えなどと訳され、道路、公園などの社会資本整備の蓄積の意で用いられます。今、まちづくりや建築の世界においては、社会資本・個人資産を長寿命型にし、モノとしての資産の世代間蓄積を図る「ストック型社会」への転換が必要との考え方が浸透しつつあります。資源量が大きな建築物・構築物・各種インフラなどを世代ごとに造り変えることは、大量の資源消費とCO₂排出につながります。個人資産という枠組みを超え、まちや建築の持つ機能・性能を市民が尊重する価値観を共有したうえで、モノの寿命を長くするストック型社会に転換すれば、資産を次世代に残せるようになるとともに、経済的・資源的・地球環境的負担は小さくなり、森林資源や生物資源などの保全が可能になります。

(※2) **コンパクトなまちづくり**：住環境を含む都市機能を中心部に集積し、中心市街地の活性化や未利用地の有効利用など都市部の土地の高度利用によって、渋滞の緩和や近郊緑地の保全などの効果を意図した都市構造概念のひとつです。

①北九州市の都市計画

北九州市は、「豊かな「暮らし・産業・自然」をはぐくむ多様な連携によるコンパクトなまちづくり～都市ストック^{*1}を活かし、緑や水が豊かにまもられ、街なかが生き生きと輝く世界の環境首都をつくる～」を基本理念とし、都市計画マスタープラン（平成30年3月改定）を策定しています。

また、都市計画マスタープランの一部として、「北九州市立地適正化計画（令和6年3月改定）」を策定し、「北九州市基本構想・基本計画（令和6年3月策定）」で示した目指す都市像の実現に向けて取り組むとともに、防災指針を踏まえた災害に強くコンパクトなまちづくりを推進していきます。

マスタープランが示す北九州市の将来都市構造（都市空間形成の基本方向）を図に示します。（※資料）

②“街なか”に住むことが、なぜ環境に良いのか

“街なか”居住の特徴である、「コンパクトなまちづくり^{*2}」は人の移動距離を縮め、「都市ストックの活用」は新たな施設整備を減らします。さらには、居住性の向上を目指して、「歩いて暮らせる」まちづくり、「緑や水辺などが豊かな」まちづくり、「多様な主体による協働の」まちづくりなどの動きにつながります。一方、周辺部では、自然や農地が乱開発などから守られることで、「農村の生活環境の充実」「自然景観の保全」が進みます。これらは、いずれも重要な環境テーマであり、世界中で進む「環境まちづくり」の考え方とも合致しています。“街なか”とは、多様な展開可能性を持ち、環境にも貢献する考え方なのです。

③環境と共生する低炭素な住まいづくり

城野駅北（自衛隊分屯地跡地など）では、暮らしに関する二酸化炭素排出量を大幅に削減し、子どもから高齢者まで多様な世代が暮らしやすく将来にわたって住み続けられる「城野ゼロ・カーボン先進街区」を形成しました。

第4節

市民との協働による 景観づくり

魅力ある景観は、暮らす人だけではなく、訪れる人にとっても大切なものです。市民として誇れるまちにするためには、市民、事業者、行政がともに景観づくりに関わる必要があります。北九州市の景観づくりをどのように進めていくか考えましょう。

①景観づくりの歩み

北九州市は、城下町、宿場町などのまちなみやものづくりの産業遺産が現存する一方、関門海峡・平尾台などの豊かな自然にも恵まれており、都市と自然が近接した、実に多様で魅力的な景観を有しています。

これまで、1985（昭和60）年に、「北九州市都市景観条例」が施行されて以来、30年以上にわたり、都市景観の向上に取り組んでいます。2008（平成20）年には市の都市景観形成の基本指針である「北九州市景観づくりマスタープラン」、良好な景観の形成を進めるための行為の制限などを定めた「北九州市景観計画」を定め、美しい都市づくり、良好な都市景観の形成を図ってきました。また、公共事業や大規模な建築物などについて、景観に係る専門家の見地から技術的な指導・助言を得る「北九州市景観アドバイザー制度」の活用により、デザインの向上に積極的に取り組んできました。

②北九州市の景観の魅力をさらに高めるために

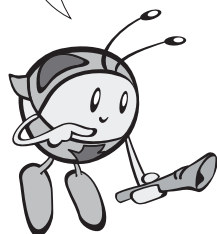
2019（平成31）年には、昨今の社会状況の変化や時代の要請などに的確に対応していくため、「北九州市景観づくりマスタープラン」を改定し、①コンパクトなまちづくりをふまえた景観づくり、②地域特性を活かした魅力ある景観づくり、③シビックプライドの醸成につながる景観づくり、④おもてなしの視点をもった景観づくりの4つの視点を取り入れました。

2024（令和6）年、北九州市は夜景の美しい都市として「日本新三大夜景都市」にランキング1位で再認定、また工場夜景クルージングや小倉城竹あかりなど、本市には11の「日本夜景遺産」があり、さらなる都市ブランドの向上も期待されています。

③素晴らしい景観を市民みんなの手で

マスタープランの実現に向け、「景観法に基づく届出・協議による景観誘導」、「景観資源の保全・活用」、「景観づくりの普及啓発」、「市民・事業者などの主体的な景観づくりの促進」の4つの柱による多様な取り組みを実施しています。

まずは、建築物などが
景観資源だという認識が
大切なんだね



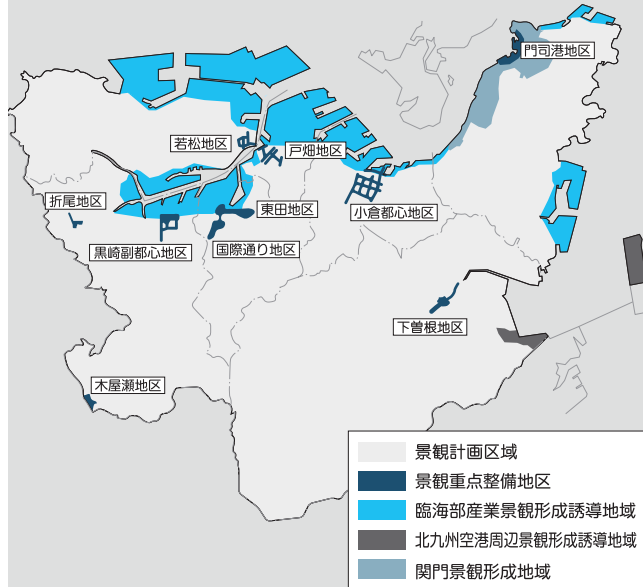
実施にあたっては、市民、事業者、行政などが協働し、また、それぞれの立場で積極的かつ継続的に行動していくことが重要です。良好な景観づくりにみんなで取り組み、魅力的な景観を未来に引き継いでいきましょう(資料)。

資料

景観計画区域と地域・地区の区分

北九州市景観づくりマスタープランに基づき定めた北九州市景観計画では、市全域を景観計画区域としたうえで、特色ある景観を有するエリアの景観誘導を図る地域を「景観形成誘導地域」とし、景観上、特に重要な地区で、建築物に対するきめ細かな基準による規制や、公共による重点的な景観整備などにより、まちなみの景観向上を図る地区を「景観重点整備地区」、関門海峡に面した地域のうち、身近に対岸を意識し、両岸を一体的に認識でき、関門の景観の形成を積極的に推進していく地域を「関門景観形成地域」と定めています。

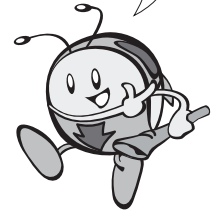
他にも、景観重要建造物や景観重要樹木の指定、屋外広告物の誘導について定めています。景観法に基づく景観計画の届出の運用により、周囲の景観を著しく阻害する新築などの行為に対し、設計の変更などの勧告ができます。



《景観重点整備地区》



都市部や自然地域も含めて、北九州市内全域が景観づくりの対象だよ



●景観づくりの問い合わせ先：

北九州市都市戦略局
都市再生企画課
電話 (093) 582-2502

メモ

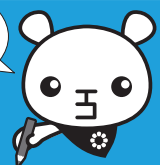
北九州市環境首都検定 練習問題

北九州市が定める景観に関する計画・制度ではないものはどれでしょう？

- ☐ ①北九州市景観づくりマスタープラン
☐ ③北九州市景観計画

- ☐ ②北九州市景観アドバイザー制度
☐ ④北九州市立地適正化計画

“景観に関する”
がポイントだよ！



答え：④

第5節

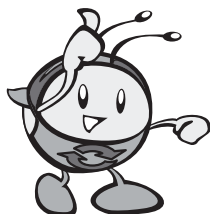
歴史的建造物の 保存と活用

北九州市には、国や県・市から「指定」や「登録」*1を受けた歴史的建造物がたくさんあります。先人によって築かれた貴重な歴史的建造物を守るために、私たちにできることは何でしょう。

(*1)「指定」や「登録」:「指定」「登録」は、文化財保護法や条例により、文化財を保護する制度ですが、その保護の考え方や方法が異なります。「指定」は、文部科学大臣や教育委員会が、文化財のうち重要なものを指定し、将来にわたり保護する制度で、現状を変更する際に許可が必要などの制約があります。「登録」は、築50年を経過した古い建物を国の文化財として登録し、保存しながら比較的自由に活用できる制度で、外観を大きく変える場合などは届出が必要です。詳しくは文化庁のホームページを参照してください。

文化庁 検索

北九州市の
文化財建造物は指定・
登録あわせて49件
あるんだよ



●長崎街道木屋瀬宿記念館:
八幡西区木屋瀬三丁目16-26
電話 (093) 619-1149

①北九州市の歴史的建造物・景観の特徴

歴史的建造物を保存する制度として、大きくわけて文化財の指定（もしくは登録）と景観法に基づく指定の2つがあります。

文化的価値の高い建造物については、「文化財保護法」や「文化財保護条例」をもとに国・県・市が文化財に指定（もしくは登録）をし、保存に取り組んでいます。現在、北九州市内にある歴史的建造物のうち、指定および登録されている文化財は、49件（2024年度末時点）となっています。門司港レトロ地区のJR門司港駅および旧門司三井倶楽部、ならびに旧松本家住宅（西日本工業倶楽部）などは、国指定の重要文化財です（※資料-1）。

一方、良好な景観の形成に重要な建造物については、「景観法」に基づく景観重要建造物の指定や「北九州市都市景観条例」に基づく都市景観資源の指定を行い、良好な景観の保全に取り組んでいます。現在は都市景観資源8件、景観重要建造物を5件指定しています。

②北九州市による歴史的建造物保全への助成

長崎街道の宿場町の面影を残す八幡西区木屋瀬地区の歴史的建造物などを将来にわたり適切に保存するため、北九州市が修理・修景のための費用の一部を助成しています。また、地域のシンボルとして景観に配慮した「長崎街道木屋瀬宿記念館」などもあり、魅力的な街なみづくりを進めています。

③歴史的景観の重要性

北九州市には魅力ある歴史的な建造物がたくさんあります。2009（平成21）年春に上映された映画「おっぱいバレー」の舞台は、1979（昭和54）年の北九州市です。「北九州フィルム・コミッション*2」の支援もあり、その時代の雰囲気をもつ場所を市内全域から見つけ出しました（※資料-2）。

現在の景観も、子どもの代や孫の代に、“残しておいてよかった”と思えるものがたく

さんあるはずです。近くの飲食店、銭湯、町工場、市場などにも大きな価値が潜んでいます。現在の歴史的建造物を守る“思い”を大切にしましょう。

資料-1

歴史的建造物一覧

国指定文化財

●旧松本家住宅 ●門司港駅(旧門司駅) ●旧門司三井倶楽部 ●南河内橋 ●部埼灯台 ●若戸大橋

県指定文化財

●八坂神社石造燈籠 ●八坂神社石鳥居 ●立場茶屋銀杏屋

市指定文化財

●寿命の唐戸(水門) ●旧百三十銀行八幡支店 ●旧高崎家住宅(伊馬春部生家) ●大興善寺 山門、舍利殿 ●廣旗八幡宮 ●岩田家住宅 ●蒲生八幡神社 ●旧安川家住宅

国登録文化財

●北九州市旧大阪商船 ●門司区役所(旧門司市役所) ●料亭金鍋本館 ●料亭金鍋表門 ●旧サッポロビール九州工場事務所棟 ●旧サッポロビール九州工場醸造棟 ●旧サッポロビール九州工場組合棟 ●旧サッポロビール九州工場倉庫 ●旧古河鋳業若松ビル ●旧小倉警察署庁舎(旧岡田医院) ●上野ビル(旧三菱合資会社若松支店)本館 ●上野ビル(旧三菱合資会社若松支店)倉庫棟 ●上野ビル(旧三菱合資会社若松支店)旧分析棟 ●上野ビル(旧三菱合資会社若松支店)門柱及び堀 ●門司ゴルフ倶楽部クラブハウス南棟 ●門司ゴルフ倶楽部クラブハウス北棟 ●門司ゴルフ倶楽部スタートハウス ●九州鉄道記念館(旧九州鉄道本社) ●門司港涼山亭主屋棟 ●門司港涼山亭客間棟 ●門司港涼山亭離れノ間棟 ●折尾愛真学園記念館(旧折尾警察署庁舎) ●世界平和バゴダ ●岩松家住宅 ●百年庭園の宿 翠水(旧旅館田川離れ) 菅生 ●百年庭園の宿 翠水(旧旅館田川離れ) 企救 ●百年庭園の宿 翠水(旧旅館田川離れ) 玄海 ●百年庭園の宿 翠水(旧旅館田川離れ) 渡り廊下 ●八名家住宅(旧庄野家住宅)主屋 ●八名家住宅(旧庄野家住宅)離れ ●河野家住宅(旧池本家住宅)主屋 ●田所商店 倉庫



旧松本家住宅



旧古河鋳業若松ビル



門司港駅

(*2) フィルムコミッション(FC)：

映画やテレビドラマなどの撮影誘致や支援を行う窓口のことで、地方公共団体や観光協会などが事務局を兼ねることが多いです。映画を撮影することで、その地域の魅力を内外に発信し、あわせて地域の活性化を図るのが狙いとなっています。「北九州フィルム・コミッション」は、市役所内に1989(平成元)年に設置した「北九州市広報室イメージアップ班」を母体とした、日本で最初に設立された(FC)組織の1つです。

メモ

資料-2

映画の街・北九州

北九州市は映画のロケ地としても注目されています。城下町の風情、明治・大正の建築物、ダイナミックな工場群、豊かな自然、近代的な都市など、豊かな表情をもつ北九州市の景観は、多くの映画に登場しています。



若戸大橋



旧アサヒビール九州工場醸造棟

北九州市環境首都検定 練習問題

次の歴史的建造物のうち、国の登録文化財ではないものはどれでしょう？

- ☐①門司区役所 ☐②旧サッポロビール九州工場倉庫 ☐③旧門司三井倶楽部 ☐④九州鉄道記念館

答え：③

第6節

モラル・マナーアップ

迷惑行為のない快適な生活環境を確保するため、2008（平成20）年4月に「モラル・マナーアップ関連条例」が施行されました。重要な点は、14の迷惑行為を定め、特に「路上喫煙^{きつえん}」などの4つの迷惑行為に対して、過料*による規制を行うとともに、地域における市民活動の活発化を促進しているところです。モラル・マナーの向上について学びましょう。

（*）過料：市区町村の条例に違反した場合に、「行政上の秩序罰」として少額の金銭を徴収することです。



モラル・マナーアップ啓発チラシ



迷惑行為防止巡視員

①モラル・マナーアップ関連条例について

北九州市では迷惑行為の防止の取り組みを行ってきましたが、一部の心ない人による迷惑行為が後を絶たず、条例による厳しい規制を望む声が寄せられるようになりました。2005年度の市民意識調査では、罰則^{ともな}を伴う条例導入に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」という意見が8割にものぼりました。そこで、「北九州市モラル条例検討委員会」を設置して検討を開始し、2007（平成19）年1月に同委員会から市長へ提言が行われました。この提言をもとに、市民の意見をふまえた5つの条例が、2008年4月に施行されました。5つの条例のうち迷惑行為の種類^{（※資料-1）}やその防止に関する基本的な事項を定めた「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」（基本条例）と「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の防止に関する条例を新設、改定し、規制手段の見直しや新たな罰則適用の規定などを整備しました。

②重点地区の指定と過料の適用

基本条例では、迷惑行為がその周囲の人々に及ぼす影響、地域の特性などを考え、特に迷惑行為を防止する必要があると認める地区を「迷惑行為防止重点地区」として指定することとしています。市内では、小倉都心地区および黒崎副都心地区の2ヶ所^{（※資料-2）}を指定しており、「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の4つの迷惑行為について、市の迷惑行為防止巡視員が発見した場合、その場で過料1,000円が科されます。

③推進地区の指定と地域の取り組み

迷惑行為の防止のためには、重点地区での規制だけでなく、市内全域での取り組みが必要です。そこで、基本条例に基づき地域団体が自主的に迷惑行為の防止に取り組む地区を市が「迷惑行為防止活動推進地区」（市内5地区）に指定し、啓発物品の支援を行っています。

④美しく心躍る彩りある空間の実現、思いやりにあふれた
安らぐまちの創造

迷惑行為を防止するためには、市民一人ひとりがモラル・マナーの大切さを自覚し、迷惑行為をなくそうとする意識を深めることが大切です。

北九州市では、迷惑行為の防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、2025(令和7)年4月に「北九州市迷惑行為防止基本計画(第4次計画)」を策定しました。基本計画では、推進地区での取り組みやマナーアップ教育などによる「迷惑行為をしない・させない人づくり」および重点地区の取り組みや施設の環境整備などによる「迷惑行為をしない・させない環境づくり」を基本方針に定め、市民や事業者、行政の連携と協働の下、「美しく心躍る彩りある空間の実現、思いやりにあふれた安らぐまちの創造」を目指します。

資料-1		
14項目の迷惑行為		
《迷惑行為》		《主な関係条例等》
1	屋外広告物の表示等が禁止されている場所等に屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲示する物件を設置すること。 公共の場所においてチラシ等を配布し、当該チラシ等が散乱した場合に、これを放置すること。	北九州市屋外広告物条例
2	飼い犬のふんを放置すること。	北九州市動物の愛護及び管理に関する条例
3	あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、これを放置すること。	あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例
4	公共の場所その他他人の土地において自転車を放置すること。	北九州市自転車の放置の防止に関する条例
5	家庭ごみの持出しについて定められている事項(排出の日時及び場所並びに指定袋の使用等)に従わずにこれを排出すること。	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
6	家庭ごみ等を放置し、悪臭を発散させる等土地、建物等を適正に管理せず、周囲の生活環境を害すること。	
7	消防自動車、救急自動車等の通行その他円滑な道路交通を阻害する迷惑な駐車をすること。	北九州市違法駐車等の防止に関する条例
8	空き缶、たばこの吸殻等をみだりに捨てること。	北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例
9	公共の場所その他他人の土地において自動車を放置すること。	北九州市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例
10	公共の場所(灰皿が設置されている場所等の所定の場所を除く。)において喫煙をすること。	北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例
11	落書きをすること。	北九州市落書きの防止に関する条例
12	車両の運転者が歩行者に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音を生じさせ、周囲の静穏を害すること。	道路交通法
13	公共の場所において車両又は歩行者の安全な通行を妨げ、球戯、ローラー・スケートその他これらに類することをすること。	
14	障害者用の駐車区画を不適正に利用すること。 点字ブロック上に車両を駐車させ、又は物件を置くこと。	



北九州市環境首都検定 練習問題

迷惑行為防止重点地区で過料が科せられるのは、どの迷惑行為でしょう?(2つ)

重点地区では、4つの迷惑行為には、その場で過料1,000円が科せられるのよ

☐ ① 放置自転車 ☐ ② 路上喫煙 ☐ ③ ごみ出しのルール違反 ☐ ④ 飼い犬のふんの放置

答え: ② ④

第7節

歩いて暮らせるまちづくり、 心がかようみちづくり

北九州市の最上位計画である「北九州市基本構想・基本計画」では、“歩いて暮らせる”ことを重視しています。どのようにして“歩いて暮らせる”まちをつくっていくのでしょうか。

●生活道路における交通安全

対策：近年の歩行者・自転車乗車中の交通事故死者数の半数を占める自宅から500m以内の身近な道路において、ビッグデータの活用により事前に潜在的な危険箇所を特定し、事故減少を目的とした効果的かつ効率的な交通安全対策に取り組んでいます。市内では、14エリアで事業を推進しています。

(生活道路対策エリア一覧)

区	登録エリア名	登録年月
門司区	柳町地区	H30.8月
	栄町地区	H30.8月
小倉北区	昭和町地区	H30.8月
	足原地区	H30.8月
小倉南区	白銀・貴船地区	R2.11月
	中曽根東地区	H30.8月
若松区	若松中央小学校地区	H30.8月
	川淵町地区	H30.8月
八幡東区	祇園地区	H30.8月
	大浦地区	H30.8月
八幡西区	千代ヶ崎地区	H30.8月
	熊西小学校地区	R2.11月
戸畑区	引野地区	R2.11月
	あやめが丘小学校地区	H29.10月

(*) バリアフリー：高齢者や障害がある人にとって、「移動の障壁(バリア)」とは、歩道と車道の段差などの物理的バリアだけでなく、社会参加を妨げる偏見といった社会的バリアも含まれます。バリアフリーとは、このような障壁(バリア)を取り除き、すべての人にとって、安全で快適に生活できるまちづくりを進めることです。

●道路で活動する「いんさぽ!」 についての問い合わせ先：

北九州市都市整備局道路計画課
電話 (093) 582-3888

道路サポーター

① “歩いて暮らせる”まちづくり

現在、北九州市は、人口減少、高齢化が急速に進んでいます。また、財政状況も非常に厳しい状況にある中、人にも環境にもやさしいまちづくりを進めていく必要があります。その一つとして、「多くの人が、マイカーに頼らなくても、徒歩や公共交通機関の利用のみで、快適に暮らせるまち」「街なか(第6章第3節)が文化・交流の中心となり、にぎわいのあるまち」を目指した“歩いて暮らせるまちづくり”があります。このことは、2008(平成20)年12月に策定した「北九州市基本構想・基本計画」でも示されています。

② バリアフリー*のまちづくり

北九州市では、誰もが安全に快適に移動できるよう、JR小倉駅や黒崎駅など主要駅周辺地区や市民センター周辺等住宅地区、総合病院等の施設周辺など、市内一円で道路のバリアフリー化を進めています。取り組みにあたっては、障害者団体などとの定期的な意見交換会を持ち、道路利用者の声を道路整備に反映させています(資料-1)。

③ きれいで気持ちの良い道を

(1) いんさぽ! — 道路・公園・河川を愛するボランティア活動

北九州市は、道路・公園・河川(インフラ)を愛し、清掃や花植え等のボランティア活動を行う人々を「インフラサポーター(略して「いんさぽ!」)」と呼び、清掃用具や花苗を支給するなど、活動を支援しています。自治会や企業、学校など約1,500団体、約28,000名(2024(令和6)年3月末現在)が市内各地で「いんさぽ!」活動をしています。一緒に美しいまちづくりを目指すインフラサポーターを募集しています(資料-2)。

(2) 花咲く街かどづくり推進協議会 — 市民の力で花いっぱいのもちづくり

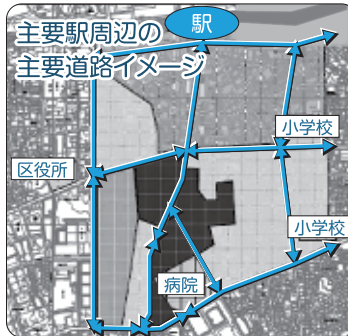
北九州市では、1991(平成3)年に「北九州市花咲く街かどづくり推進協議会」を

発足し、さらに2007(平成19)年に「北九州市フラワーコーディネーター制度」を創設し、きれいで個性的な花のまちづくりの向上に努めてきました。これらの取り組みが高く評価され、「花のまちづくり大賞(国土交通大臣賞)」を受賞しました。この賞は、花飾りのデザインだけでなく、その街らしい景観づくりや環境保全など広い視点から審査されます。花を愛し、まちをきれいに飾りたいという市民と行政の思いが認められました。現在、約590団体、12,000人以上の市民ボランティアが、身近な公園や道路沿いなどにある花壇を自主的に管理しています。

資料-1

主要駅周辺における歩道のバリアフリー化

整備率95% (2024年3月末現在)


主要道路の
バリアフリー化
整備事例


資料-2

「いんさぽ!」の活動紹介

いんさぽ!の活動



道路サポーター



公園愛護会



河川愛護団体


「いんさぽ!」
公式PR動画はコチラ

●花咲く街かどづくり推進協議会についての問い合わせ先:

北九州市都市整備局公園管理課
電話 (093) 582-2464

※申し込みは各区役所まちづくり整備課まで

●公園で活動する「いんさぽ!」についての問い合わせ先:

北九州市都市整備局公園管理課
電話 (093) 582-2464

公園愛護会

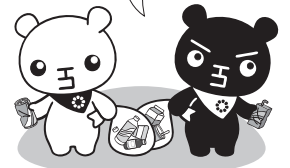
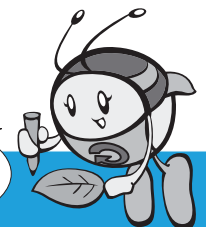
検索

●河川で活動する「いんさぽ!」についての問い合わせ先:

北九州市都市整備局水環境課
電話 (093) 582-2491

河川愛護団体

検索

道路サポーターの
登録要件は5人以上の団体で
活動延長100m以上、年3回
以上の活動だよ

公園愛護会は市内
1,000以上の公園で活動しているよ
河川愛護団体の活動により、
市内で約10,000匹の
ホタルが飛ぶようになったよ

自分たちのまちは
自分たちの力でいいまちに
していきたいね

北九州市環境首都検定 練習問題

人にも環境にもやさしいまちづくりとして、まちがっているものはどれでしょう?

- ☐ ①小倉・黒崎など主要駅周辺地区などで、バリアフリーのまちづくりを進めている
- ☐ ②バリアフリーへの取り組みでは、障害者団体などへ意見を聞き、道路利用者の声を反映させている
- ☐ ③市の職員だけが北九州市道路サポーターとして、道路の清掃や点検活動などを行っている
- ☐ ④12,000人以上の市民ボランティアが、公園や道路沿いの花壇を自主的に管理している

答え: ③